

事業再生シンポジウム 「特定調停スキームの活用と 経営者保証ガイドラインの運用」

中小規模の事業者の抜本的な再生スキームとして、2013年12月から特定調停手続の新しい運用（「特定調停スキーム」）が開始されました。また、同月には「経営者保証に関するガイドライン」が策定され、既に特定調停手続を利用して同ガイドラインが適用された事例も公表されています。このような中、日本弁護士連合会においても最高裁判所等の関係機関と協議の上、2014年12月からは、同ガイドラインに基づく保証債務の整理に関する特定調停手続の手引きを策定いたしました。

窮境にある中小企業の抜本的な再生や経営者の再起のためには、これらのスキームの活用が不可欠であることから、日本弁護士連合会は、その活用を推進すべく、この度「中小企業再生のための特定調停手続の新運用の実務～経営者保証に関するガイドライン対応」を発刊し、その運用について詳細に解説しています。今回のシンポジウムでは、同書の内容を踏まえ、中小企業の再生に密接に関わるプレイヤーである金融機関、中小企業関連団体、各種士業がどのような役割を果たしていくべきかについて、様々な御意見を踏まえた上で、総括及び提言をまいります。

皆様方には、奮って御参加頂きますよう、御案内申し上げます。

裏面の必要事項を御記入の上、お申込みください。

※会場準備の都合上事前申込みにご協力ください。お申込みいただかなくても当日傍聴は可能ですが、満席の場合にはご遠慮いただく可能性がございます。

【日時】 **2015年3月10日(火) 18:00～20:15**

【場所】 弁護士会館2階「クレオ」A / 東京都千代田区霞が関1-1-3

【内容】（予定）※変更の可能性がります。

【はじめに】

中小企業庁長官による御挨拶

【第1部：発表】

- (1) 中小企業再生と特定調停スキーム
- (2) 経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理の手順と特定調停スキームの活用
- (3) 特定調停のモデル事例概説
- (4) 特定調停の実例についての報告
※ (1)～(4)は弁護士（日弁連中小企業法律支援センター委員）
- (5) 特定調停の税務
税理士（東京税理士会所属）

【第2部：パネルディスカッション】

「特定調停を活用した事業再生」

- パネリスト 税理士、公認会計士、弁護士
- コーディネーター 弁護士

【アクセスマップ】



◆ 地下鉄丸ノ内線・日比谷線・千代田線
「霞ヶ関」駅 B1-b 出口直結

事業再生シンポジウム

「特定調停スキームの活用と経営者保証ガイドラインの運用」

【申込用紙】 ※こちらの用紙をファクシミリでお送りください。

日本弁護士連合会業務第一課 FAX：03-3580-9888

お名前

【同業者他 名】

御所属※弁護士会員の方は御登録番号及び弁護士会を御記入ください。

御連絡先（電話番号）

— —

- ※ 団体で参加される場合には、団体名、代表者氏名及び参加人数、連絡先の御記入に御協力ください。
- ※ 御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会の個人情報保護方針に従い厳重に管理いたします。
また、この個人情報に基づき、日本弁護士連合会若しくは日本弁護士連合会が委託した第三者より、シンポジウム等のイベントの開催案内、書籍の御案内その他当連合会が有益であると判断する情報を御案内させていただくことがあります。なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。
- ※ 本シンポジウムに関するお問い合わせは日本弁護士連合会業務第一課（TEL：03-3580-9824）まで御連絡ください。

お問い合わせ先

業務部業務第一課

TEL 03-3580-9824

FAX 03-3580-9888